

社会保障制度改革に関する緊急要請

持続可能な社会保障制度を構築するためには、国と地方が信頼関係を保ち、適切な役割分担の下で互いに協力しながら取り組んでいく必要があると考えており、国民健康保険制度改革に合意した前提条件である財政支援の拡充について、昨年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により平成30年度以降、毎年約1,700億円等の財政支援を確約いただいたことについては感謝申し上げます。

しかしながら、今般、政府の経済財政諮問会議や財政制度等審議会において、都道府県の保健ガバナンスの抜本強化や、保険者機能の発揮に向けたインセンティブ改革等の重要な議論が、当事者である都道府県や市町村が不在の場で行われている。

地方自治体が、地域における「予防・健康・医療・介護」について、その役割を十分に発揮することは重要であるが、国においては、都道府県や市町村の意見を出発点に、社会保障制度改革の推進に向けて地方自治体との協議を進めるよう強く求める。

併せて、都道府県の保健ガバナンスの強化に向けた提案のうち、特に、国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しについては、下記のとおり適切に対応いただき、平成30年度からの新制度への移行が円滑に進み、国民健康保険制度改革の実現に支障を来すことのないよう強く要請する。

なお、地域別診療報酬の特例の活用については、当該制度の創設時から、その妥当性や医療費適正化に向けた実効性には疑問があるものと考えており、慎重に対応されたい。

記

一 国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しについて

標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分により、インセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国民健康保険制度の抱える構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であり、これまでの国と地方との協議により、平成30年度以降においても、その機能は引き続き維持することとなっております、見直しは容認できない。

国民健康保険制度改革まで1年を切ったこの段階で、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を大きく見直すことは、新制度への移行準備を停滞させることにもつながり、極めて遺憾である。

国民健康保険制度における保険者へのインセンティブ機能を担うものとしては、平成30年度から新たに設定される「保険者努力支援制度」を有効に活用すべきである。

平成29年5月17日

財務大臣 麻生 太郎 様
 総務大臣 高市 早苗 様
 厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 石原 伸晃 様

全国知事会 会 長 京 都 府 知 事 山 田 啓 二
 全国市長会 会長代理 山 口 県 防 府 市 長 松 浦 正 人
 全国町村会 会 長 長 野 県 川 上 村 長 藤 原 忠 彦